

刑事再審弁護活動に対する援助に関する規程

(令和五年十二月八日会規第一百十八号)

(目的)

第一条 この規程は、弁護士、弁護士法人及び弁護士・外国法事務弁護士共同法人による刑事事件の再審請求（刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三百一十一号）第四百三十五条又は第四百三十六条の規定による再審の請求の対象となる事件についての再審請求をいう。以下「再審請求」という。）における弁護活動（以下「刑事再審弁護活動」という。）に対して日本弁護士連合会（以下「本会」という。）が行う援助に関する基本事項を定めることにより、刑事再審弁護活動の充実及び活性化を図り、もって再審請求における実質的な弁護人選任権を保障し、再審請求をする者の権利擁護に資することを目的とする。

(援助の範囲)

第二条 本会は、次に掲げる援助（以下「実施援助」という。）を行う。

- 一 死刑判決が確定した事件（援助の申込みの時点で死刑判決が確定した者が死亡している事件を除く。）に係る刑事再審弁護活動に対する援助
- 二 前号以外の刑事再審弁護活動に対する援助

(規則への委任)

第三条 実施援助の内容、援助金の支出基準、実施援助の要件及び手続その他この規程を実施するために必要な事項は、別に規則で定める。

附 則

この規程は、令和六年四月一日から施行する。